

情報倶楽部

2025年6月

No. 289

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得 税

★ 所得税の基礎控除の特例

Q. 令和7年の税制改正で、基礎控除が改正されるとともに、基礎控除の特例が創設されたとのこと。どのような内容ですか？

A. 令和7年の税制改正では、所得税の基礎控除が、合計所得金額が2,350万円以下の者につき、10万円引き上げられ58万円になり(2,350万円超の者は一律48万円)、さらに所得に応じて基礎控除の額が加算される基礎控除の特例が創設されました。

基礎控除の特例とは、給与収入が

- ① 200万円以下では、基礎控除は58万円に37万円を加算した95万円
- ② 200万円超475万円以下は30万円を加算した88万円
- ③ 475万円超665.5万円以下は10万円加算した68万円
- ④ 665.5万円超850万円以下は5万円加算した63万円

となる特例で、①の加算については恒久的措置ですが、②③④の加算については令和7年と8年の時限措置となっています。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0025004-025.pdf>

★ 特定親族特別控除とは

Q. 令和7年の税制改正で、特定親族特別控除が創設されたとのこと。どのような内容ですか？

A. 令和7年の税制改正では、大学生年代の子等を有する親などが控除を受けることができる特定親族特別控除が創設されました。

特定親族特別控除とは、生計を一にする特定親族で控除対象扶養親族に該当しないものを有している居住者は、その年分の総所得金額等から次の控除額を控除するというものです。特定親族とは、次の要件を満たす者をいいます。

- ① 年齢が19歳以上23歳未満の親族であること
- ② 居住者の配偶者及び青色事業専従者等に該当しないこと
- ③ 親族の合計所得金額が58万円超123万円以下(年間給与収入が123万円超188万円以下)であること

【控除額】

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	63万円
85万円超90万円以下	61万円
90万円超95万円以下	51万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

贈 与 税

★ みなし贈与の対象となる生命保険金

Q. 受取った生命保険金が贈与とみなされる場合があるそうですが、どのような場合ですか？

A. 次の場合は、みなし贈与となります。

相続税法では、生命保険契約の保険事故(傷害、疾病その他これらに類する保険事故で死亡を伴わないものを除く)又は損害保険契約の保険事故(偶然な事故に基因する保険事故で死亡を伴うものに限る)が発生した場合において、これらの契約に係る保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によつて負担されたものであるときは、これらの保険事故が発生した時において、保険金受取人が、その取得した保険金(当該損害保険契約の保険金については、一定のものに限る)のうち当該保険金受取人以外の者が負担した保険料の金額のこれらの契約に係る保険料でこれらの保険事故が発生した時まで払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を当該保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなすとしています。

したがって、みなし贈与の対象となる保険金は、次の保険金となります。

- ①生命保険契約に係る保険金は、被保険者の保険事故として支払われる死亡保険金で保険金の受取人と保険料の支払者が違うもの
- ②損害保険契約に係る保険金は、被保険者の保険事故として支払われる死亡保険金又は死亡の直接の基因となった傷害を保険事故として支払われる死亡保険金のうち、保険金の受取人と保険料の支払者が違うもの

[No.4114 相続税の対象になる死亡保険金 | 国税庁](#)

★ 生命保険料の負担者の判定

Q. 収入のない子供を契約者及び保険金受取人にして、生命保険契約を親が締結し、保険料は親から子に贈与をしようと思います。何か注意する点がありますか？

A. 生命保険料控除の対象となる生命保険契約等とは、一定の生命保険契約等で、その保

険金等の受取人のすべてをその保険料の払込みをする者またはその配偶者その他の親族とするものをいい、契約者が誰であるかは要件とされていません。したがって、この要件が充たされている限り、保険料を支払った人の生命保険料控除の対象になります。

ところで、お尋ねのように、保険料の支払い能力のない子供を契約者及び保険金受取人にして、親が子供に現金を贈与して保険料を支払うという場合の支払保険料の負担者の判定ですが、国税庁では、次のように取り扱うこととしていますので、この点に注意しておく必要があります。

【生命保険料の負担者の判定について】

支払保険料の負担者の判定については、過去の保険料の支払資金を父親等から贈与を受けた現金を充てていた旨、子供等(納税者)から主張があった場合は、次のような事実関係を検討の上判断する。

- ①毎年の贈与契約書
- ②過去の贈与税の申告書
- ③所得税の確定申告等における生命保険料控除の状況
- ④その他贈与の事実が認定できるもの

そ の 他

★ 遺言による生命保険金受取人の変更

Q. 遺言で生命保険金の受取人を変更することはできますか？

A. 変更することができます。

遺言による保険金受取人の変更は、保険法44条に次のように規定されています。

- ①保険金受取人の変更は、遺言によっても行うことができる。
- ②遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができない。

したがって、遺言で生命保険金の受取人を変更することはできるのですが、遺言の効力が生じた後に、保険会社に遺言により変更があった旨を連絡しないと保険会社に対抗できないこととなっているので、注意が必要です。

なお、この取扱いは、平成22年4月1日以後に締結した保険契約について適用され、平成22年3月31日までの分には適用されませんので、注意してください。

また、保険会社によっては、遺言による受取人の変更の制限や受取人になれる者の範囲を保険約款等で定めている場合がありますので、遺言を書く前には約款等を確認しておく必要があります。そしてまた、保険会社に遺言による変更があった旨を連絡するのが遅く、保険金が元の受取人に支払われてしまうというトラブルや相続人が遺言によって受取人の変更があったことを保険会社に連絡しないことというトラブルなどがあるということも知っておく必要があります。